



第100回通常組合会開催 規約等の改正、平成20年度予算等議決

2月23日(土)開催の第100回通常組合会で、平成19年度補正予算(第2次)、後期高齢者医療制度の施行に伴う組規約等の一部改正、平成20年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

なお、規約および規約取扱規則の一部改正、事業方針・予算などの詳細については本誌4月1日付け：第1075号附録で公示(道医国保公示第334号)しているのでご参照願いたい。

以下、第100回組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分、堀江洋三組合会議長が議長席に着き開会され、議員定数64名中29名(最終出席者数38名)、他に表決委任状提出者15名の出席があり組合会は成立した。

最初に、飯塚弘志理事長から挨拶があった。

飯塚理事長挨拶

『第100回通常組合会を開催するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は暴風雪による大荒れの天候の中、また、週末のなにかとお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。そして、常日頃、組合の運営には格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この組合会も回数を重ね100回目となりました。また、新年度、平成20年度は、本医師国保組合が発足いたしまして、組合創立50周年という大きな節目の年を迎えます。来年の2月の通常組合会開催時には「50周年記念行事」を開催いたしたく考えております。

ご承知のとおり、一昨年6月に健康保険法等の一部が改正されまして、この4月からは、新たな後期高齢者医療制度が施行されます。

この制度を施行のために、老人保健法、改め「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「高齢者医療確保法」という)によって、北海道後期高齢者医療広域連合がつくられましてこの中に75歳以上の後期高齢者の方が被保険者として移行することとなり、したがって組合会議員の先生方の中に該当されます先生もおられることと存じます。

組合では、この後期高齢者の組合員の方が被保険者としての資格がない組合員(第3種組合員)として本組合にお残りいただきまして、その場合のそれなりのメリットなどをどうするか検討をしております。

本日は、この問題を含め、当組合の方針をお決めいただくことになっておりますが、今後も組合員としてご継続いただきたいとの願いをもって、後程、具体的に提案させていただいております。



【飯塚弘志理事長挨拶】

昨年の11月末の保険料等検討委員会答申を踏まえて、本日の議案の中で規約等の改正案をお示ししております。

また、4月から実施されます保険者に義務化された「特定健康診査等の実施」についても、その効果を上げなければペナルティを課するという点でもあり、その事業の是非はともかくといたしまして保険者として実施をしないとはならないのです。この件につきましても先生方に充分ご理解をいただいでご審議願いたいと思います。

本日は、これら規約等の改正および予算案件について慎重審議の上ご承認賜りますよう宜しくお願いいたします。』



理事長挨拶後、横田一郎副理事長の司会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の6名の方である。表彰後、飯塚理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議事が再開され、堀江議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

室蘭市：西里 弘二議員

空 知：小林 公民議員

報告事項に入り、「業務報告」と「特定健康診査・特定保健指導について」は赤倉昌巳常務理事、「監査報告」は岩本英男監事から、それぞれ報告があり、報告どおり承認された。ここで、議長は堀江議長から今哲二副議長に交代し議案審議に入った。



【千秋亨常務理事提案説明】

議案第1号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

1.「北海道医師国民健康保険組合職員給与規程の一部改正について」

赤倉常務理事が上記の項目について提案理由を説明し、理事会専決どおり承認可決した。

議案第2号 平成19年度歳入歳出予算の補正（第2次）について

千秋亨常務理事が平成19年度第2次補正予算の提案理由を説明し、審議の結果、原案どおり承認可決した。

※平成19年度第2次補正予算
〔歳入の部〕

国民健康保険料の所得割保険料の減収が見込まれることから減額。

平成18年度国庫補助金「療養給付費補助金」を精算した結果、補助金の追加交付額が決定したため増額。

平成20年4月から施行スタートする後期高齢者医療制度への電算処理システム等の移行に関わる経費として国の「後期高齢者医療制度関係業務準備事業補助金」の受け入れのため、19年度第1次補正予算の歳入科目で新設した事業費補助金の交付見込額を増額。

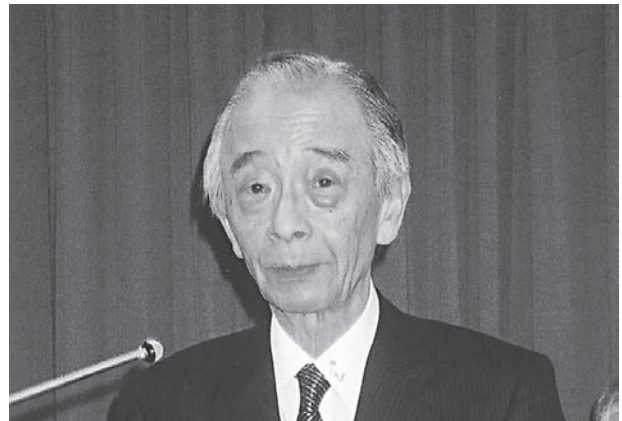
北海道医師会へ出向職員1名が、平成20年3月31日付けで退職するため、北海道医師国保組合の在籍負担分の退職給与金支給額を職員退職給与積立金から繰り入れるため、「職員退職給与積立金繰入金」を増額。

〔歳出の部〕

総務費の一般管理費の職員手当で北海道医師会へ出向職員1名の退職による退職給与金の支給による増額計上。

後期高齢者医療制度への移行に関わる電算処理システム改修等の制度移行準備事業に伴う補助対象事業経費の計上により、一般管理費の委託料を増額。

保険給付費の内、移送費の発生により移送費の



【横田一郎副理事長提案説明】

支出見込み額を増額計上。

老人保健拠出金で平成19年度の額が決定したため、医療費拠出金と事務費拠出金の予算不足額を増額、諸支出金においては、保険料還付金（過年度分保険料返戻金）の不足見込額を増額。

これらの歳入・歳出の増額分に伴う予算調整を、予備費の第1次補正後予算を減額補正。

- ◎平成19年度第1次補正後予算総額 2,460,476千円
- ◎ " 第2次補正額（増額） 16,340千円
- ◎平成19年度第2次補正後予算総額 2,476,816千円

議案第3号 後期高齢者医療の被保険者となる組合員の取扱いについて

横田一郎副理事長が提案理由として、『現在の老人保健法が高齢者医療確保法となり、来たる4月1日から現在の老健該当者はすべて、さらにその後、75歳となった日から、新しい後期高齢者医療の被保険者となります。』

これら後期高齢者医療の被保険者となる者は、当組合の被保険者の資格を失うことになり、現行のままでは、規約上、組合員は資格を喪失し、その家族・准組合員（従業員）も資格を失うこととなってしまいます。

このようにならないために国民健康保険法も改正されており、同法第13条第3項の規定によって、被保険者でない組合員を認めることにし、第3種組合員として継続加入できるようにしたい。』という趣旨の説明をし、審議に入り、議長が質問・意見を求めたが特になく、理事者提案のとおり承認可決した。

議案第4号 北海道医師国民健康保険組合規約の一部改正について

議案第5号 北海道医師国民健康保険組合規約取扱規則の一部改正について

横田副理事長が議案の提案理由を説明し、審議に入り、規約改正に係わる第4号議案と第5号議案は、組合会議員定数の3分の2以上（43名）の賛成を得て原案どおり承認可決した。

※保険料等検討委員会の答申に基づく規約及び規

約取扱規則の改正の主な理由と内容は、次のとおりである(改正施行の期日:平成20年4月1日)。

1. 規約の主な改正の理由

- (1) 後期高齢者医療の被保険者となる組合員について、当該組合員が組合員資格を継続できるよう規約第6条中に被保険者である組合員と区別した「第3種組合員」を新設し、且つ、当該組合員の継続加入について、その意思確認を行なうための届出について規定するため、規約を改正した。
- (2) 国民健康保険法の改正に合わせ療養の給付に係る一部負担金について、規約を改正した。
また、一部負担割合が同法第42条と同一になるため、傷病見舞金の規定(規約第19条および別表第2の後段)が不要となるため削除した。
- (3) 高齢者医療確保法に規定する40歳以上の被保険者に対する特定健康診査および特定保健指導を実施するため、規約第4章保健事業の条文を改正した。
また、後期高齢者医療の被保険者となる組合員に関し、保健事業として死亡見舞金および休業見舞金の規定を規約に新設した。
- (4) 第3種組合員の保険料および高齢者医療確保法に定める後期高齢者支援金等の賦課のため、規約第25条に定める保険料賦課基準を改正した。
- (5) 第3種組合員に関わる自家診療について、規約別表第1を改正および傷病手当金の支給対象を明確にするため、別表第2を改正した。

2. 規約取扱規則の主な改正の理由

- (1) 一部負担割合が国民健康保険法第42条と同一になるため、療養附加金の規定(第10条第1項)および傷病見舞金の規定(第22条の2および第22条の3)を削除した。
- (2) 保健事業として死亡見舞金および休業見舞金の規定を規約に新設したため、「第5章保健事業」の章を新設し、現行第5章を第6章に繰り下げた。
- (3) 規約取扱規則別表中、次の様式について削除、追加および修正を行なった。
(削除) 継続療養費支給申請書様式(第25号)
傷病見舞金申請書(第31号)
(追加) 死亡見舞金支給申請書(第33号)
組合員資格継続届(第34号)
保険料納額告知書(第9号②)
(修正) 葬祭費支給申請書(第3号)
傷病手当金(休業見舞金)支給申請書(第7号)
保険料納額告知書等(第9号から第12号)

議案第6号 平成20年度事業方針について

議案第7号 平成20年度歳入歳出予算について

赤倉常務理事が両議案の提案理由を説明し、審議

の結果、第6号および第7号議案は原案どおり承認可決した。

※事業方針の策定にあたって重要課題であった給付割合等の問題については、平成19年10月1日から法定給付割合である7割給付に変更実施した。

平成20年度は本組合創立50周年という大きな節目の年であるが、4月から、「高齢者医療確保法」による新たな高齢者医療制度がスタートすることによって、組合も大きく変革を遂げざるをえない年である。すなわち後期高齢者医療制度の対象者となる組合員等が北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者として移行することになり、また、保険者に義務化された特定健康診査等についても本年度から計画的に実施しなければならないので事業についても一部見直しを行なった。

北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者として移行する組合員に対しては長年にわたる組合への貢献を考え、地域医療を担う医師集団としての一体感を維持し、併せて組織強化を図る上でも組合員としての継続加入を強く推進する必要があるため、そのためにも現行の傷病手当金や葬祭費に替わる見舞金制度を設けるなど当該組合員に配慮した事業を行うこととした。

具体的には、保険料等検討委員会の答申を尊重し、後期高齢組合員を第3種組合員として位置づけると共に、保険料等の負担を極力抑え、当該組合員に所属する家族・准組合員(従業員)が被保険者として従来どおりの給付が受けられる制度を設けた。

また、平成20年4月1日から国の後期高齢者医療制度が施行されることに伴い各保険者には、この保険料の徴収が義務づけられ、本組合の被保険者全員は新たに後期高齢者支援金等賦課額として、月額2,190円を納付することになる。

(詳細は、別掲の「お知らせ」を参照)

保健事業に関しては、現行の人間ドック等助成事業を新たに実施する特定健康診査・特定保健指導事業に連動させたものとして見直し、より効率的な運営を図ることとした。そのため、特定健康診査等の実施に際しては、組合員の理解と参画を促し、北海道医師会会員医療機関等の協力を得て実効あるものとしている。

平成20年度の予算編成では、別途積立金の保有状況を考慮して事業規模の縮小を避け、且つ、保険料の賦課については、現行水準の範囲内で行うこととした。

なお、平成21年2月は、本組合が事業を開始して満50年に当たるため、創立50周年記念行事を実施の予定である。

※平成20年度予算規模

・平成20年度予算総額(A) 1,825,951千円



【赤倉昌巳常務理事提案説明】



【組合会の議場】

- ・平成19年度第2次補正後予算総額(B) 2,476,816千円
- ・比較増減(A-B) △650,865千円 (26.3%減)

※老人保健制度が平成20年4月で廃止となり、後期高齢者医療制度に移行されるが、老人保健拠出金は平成20年3月診療分と、18年度精算額のみとなり大幅に減額となる。その代わりに平成20年度から後期高齢者支援金等の納付金が新たに賦課されることとなるが、この老人保健拠出金の廃止で、別途積立金からの平成20年度の繰入額を8千万円(19年度2億8千万円)とした。

以上で予定された議案がすべて終了し、飯塚理事長から閉会の挨拶があり、第100回通常組合会は午後5時30分閉会した。

永年在任者6名を表彰

平成19年度被表彰者名簿(敬称略)

※支部長及び組合会議員として10年以上在任された方

- 夕張市支部 築詰 彰彦(12年10ヵ月間)
- 帯広市支部 吉田 征夫(10年10ヵ月間)

※組合会議員並びに理事・監事として10年以上在任された方

- 札幌市支部 赤倉 昌巳(10年10ヵ月間)
- 札幌市支部 河西 紀夫(10年8ヵ月間)
- 小樽市支部 城 守(10年10ヵ月間)
- 小樽市支部 津田 哲哉(10年10ヵ月間)

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

下記の異動については、事実のあった日から14日以内に届出をしてください。

記

◎資格取得(加入)＝出生、転入、社会保険離脱、准組合員(従業員)の雇用
 [住民票(写し可)を添付]

◎資格喪失＝死亡、転出、社会保険加入、准組合員(従業員)の退職
 [被保険者証を添付]

※届け出用紙は、各支部(所属の都市医師会および医育機関医師会事務局)または組合ホームページからも入手できます。

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

※届け出用紙の提出先は、各支部(所属の都市医師会および医育機関医師会事務局)です。

北海道医師国民健康保険組合
 〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目
 TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414

道医師国保組合お知らせ

後期高齢者医療制度の施行による 保険料の賦課額について

北海道医師国民健康保険組合

既にご承知のとおり、平成20年4月1日から「高齢者の医療の確保に関する法律」によるところの「後期高齢者医療制度」が施行されています。

これに基づき、「後期高齢者支援金等」が当組合の被保険者全員に賦課されることになり、国民健康保険料として新たに後期高齢者支援金等分の保険料を納付しなければなりません。その額（料率等の算出方法）は組合の規約によって定められております。

当組合では平成20年2月23日に開催された第100回通常組合会に於いて規約の改正が行なわれ、保険料について下記のとおり議決され北海道知事の認可を得て平成20年4月1日から施行されました。

これに伴う平成20年度保険料賦課額は次のとおりです。

平成20年度保険料賦課額算出等の概要

平成20年度保険料賦課額

(金額単位；円)

保険料の賦課額区分	第1種・第2種組合員 〔第2種＝医育機関医師会会員 〈75歳未満の組合員〉〕	第3種組合員 〔後期高齢者 〈75歳以上の組合員〉〕	組合員以外 〔家族・准組合員(従業員)〕 〈75歳未満の被保険者〉
(1)平等割賦課額 〔第1種・2種・3種組合員〕	(年額) 22,920 (月額) 1,910 * (現行)49,200円－(4)後期高齢者支援金等賦課額 26,280円＝(年額)22,920円	(年額) 22,920 (月額) 1,910	—
(2)所得割賦課額 〔第1種・2種組合員〕	前年中の総所得金額× (料率) 14/1,000 * 第2種組合員加算額 (年額) 60,000 * 所得割賦課限度額 (年額) 520,000	—	—
(3)均等割賦課額 〔家族・准組合員(従業員)〕	—	—	(年額) 33,720 (月額) 2,810 * (現行)60,000円－(4)後期高齢者支援金等賦課額 26,280円＝(年額)33,720円
(4)後期高齢者支援金等賦課額 〔被保険者全員〕 (平成20年度新設/新高齢者 医療制度の支援金等関係)	(年額) 26,280 (月額) 2,190 * 後期高齢者支援金等の合計 額(毎年度の官報公示額)に 100分の69を乗じて得た額	—	(年額) 26,280 (月額) 2,190 * 後期高齢者支援金等の合計 額(毎年度の官報公示額)に 100分の69を乗じて得た額
(5)介護納付金賦課額 〔40歳以上65歳未満の被 保険者〕	(年額) 34,200 (月額) 2,850 * 介護納付金の額(毎年度 の官報公示額)に100分の 69を乗じて得た額	—	(年額) 34,200 (月額) 2,850 * 介護納付金の額(毎年度 の官報公示額)に100分の 69を乗じて得た額

(備考)

第3種組合員(75歳以上の後期高齢者)の保険料は、平等割賦課額のみとし、所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額については、第3種組合員に該当することとなった日の属する月から賦課しないこととなります。

医療保険制度の一部改正について

北海道医師国民健康保険組合

1. 高齢者の窓口負担が1割に据え置かれることについて

前期高齢者（70～74歳）で、医療機関の窓口で支払う窓口負担が1割の方については、平成20年4月から窓口負担を2割とすることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担を1割に据え置くこととなりました。

2. 乳幼児の患者負担軽減措置の拡大について

今まで、乳幼児の一部負担割合は2割で3歳未満までとなっておりましたが、患者負担軽減措置の拡大により義務教育就学前のお子様までが2割となります。

3. 高額医療・高額介護合算制度の創設について

組合員の世帯に、介護保険受給者がいる場合、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、下表の自己負担限度額を控除した額を支給します。

自己負担限度額（年額）

		国保+介護保険 (70歳～74歳のみ)	国保+介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円	126万円
一 般		56万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

4. 後期高齢者医療制度の創設について

平成20年4月以降、75歳以上の高齢者は当組合の被保険者（医療給付を受ける者）としての資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となることが義務付けられます。そのため、当組合では組合員が「被保険者の資格がない組合員」（第3種組合員）として組合に残ることができるようにしましたので、是非第3種組合員として組合に残ることをお勧めいたします。

1) 「被保険者の資格がない組合員」について

75歳以上の組合員の方は後期高齢者医療の被保険者となるため、当組合の被保険者としての資格はなくなりますが、「被保険者の資格がない組合員」として、組合に残ることを届け出ることにより、当組合に残ることができます。

当組合に残る75歳以上の組合員の方は、当組合の被保険者ではなく「組合員」としての資格を有する第3種組合員となり、4)に記載の保健事業の助成を今までどおり受けることができます。

2) 75歳以上の組合員の方の家族・准組合員（従業員）について

① 75歳以上の組合員の方が当組合に残る場合（第3種組合員となる場合）

75歳未満の家族・准組合員（従業員）は、今までどおり当組合の被保険者として残ることができます

ので、新しい被保険者証をお送りいたします。

② 75歳以上の組合員の方が当組合に残らない場合

75歳未満の家族・准組合員（従業員）の方は、自動的に当組合の被保険者としての資格を喪失しますので、他の医療保険（社会保険または市町村国保等）に加入しなければなりません。

※なお、75歳以上の家族・准組合員（従業員）の方は、後期高齢者医療の被保険者となり、当組合には残ることができません。

3) 第3種組合員の保険料について（平成20年度）

所得割賦課額 なし（第3種組合員となった月から）

平等割賦課額 年 22,920円（月 1,910円）

※ 家族・准組合員（従業員）の保険料（年 60,000円）は従来どおりです。

4) 第3種組合員の保健事業

人間ドック等の健康診査の助成

死亡見舞金

第3種組合員の方が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として30万円を支給します（現行葬祭費と同額）。

休業見舞金

就業している第3種組合員が傷病のため事業又は業務に従事できないときは、規約に定める休業見舞金として、待機期間 7日間、支給日数 360日、支給額（日額）5,000円を支給します（現行傷病手当金と同額、同期間）。

インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設しております。

組合員等被保険者の皆様には、各種申請(届け出)等の手続きをはじめ、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。是非ご活用をお願いいたします。

また、各種申請（届け出）用紙もホームページから入手できます。

*** 北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス**

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西 6 丁目

北海道医師会館6F

北海道医師国民健康保険組合

TEL 011-271-7471

FAX 011-241-6414